

事務連絡  
令和7年11月18日

鳥取県 治山砂防課長 殿  
島根県 砂防課長 殿  
岡山県 防災砂防課長 殿  
広島県 砂防課長 殿  
山口県 砂防課長 殿

中国地方整備局 河川部 地域河川課長

クマ類による被害防止に向けた安全対策について（周知）

標記について、本省水管理・国土保全局砂防部保全課から別紙のとおり「クマ類による被害防止に向けた安全対策について（事務連絡 R7.11.13 付）」が発出されましたので、周知します。

各県において、職員及び受注者におけるクマ類による被害防止に向けた安全対策に配慮いただけますようお願いいたします。

事務連絡  
令和7年11月13日

北海道開発局 建設部 河川計画管理官 殿  
地域事業管理官 殿  
各地方整備局 河川部 河川計画課長 殿  
地域河川課長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 河川課長 殿  
上下水道・低潮線保全官 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 保全課 課長補佐  
土砂災害対策室 課長補佐

クマ類による被害防止に向けた安全対策について

平素より、砂防関係事業の推進ならびに工事・業務における安全対策にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、クマ類が人の生活圏に出没する事例が相次いでおり、特に本年度は東北地方を中心に入れ被害が多数発生しております。砂防関係事業においては、中山間地域での調査や工事施工など、クマ類の生活圏に近接する地域での作業が多く、遭遇や被害のリスクが高まっている状況です。

つきましては、各事務所において既に現場作業の安全対策に係るガイドラインなどを整備されている場合にはあらためてこれを参考するとともに、加えて環境省が作成した「クマ類の出没対応マニュアル（改定版）」及び下記の事項を参考に、職員及び受注者（以下、「職員など」とする）におけるクマ類による被害防止に向けた安全対策に配慮いただけますようお願いいたします。

また、管内の都道府県に対しても、適切な安全対策の実施について周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、生態地理学上クマ類による被害が想定されない地域におきましても、参考までに通知いたします。

記

1. 関係機関との情報共有体制の強化

- ・自治体の自然保護・鳥獣対策関係部署などを確認するとともに、双方の連絡窓口を交換

するなど情報共有体制を構築する

- ・ クマ類などを発見した際には、自治体などの関係機関・部署に対し速やかに必要な情報を提供・共有する
- ・ クマ類などの出没情報について遅滞なく把握する体制を確保するとともに、出没情報があった場合には、近傍で作業する職員などをはじめ関係者に速やかに周知する
- ・ 自治体がホームページなどで公表しているクマ類の目撃・出没情報を定期的に確認し、必要に応じて現場作業を行う職員などと共有する

## 2. クマ類による被害に対する対策用装備品等の配備

- ・ 鈴やクマ撃退スプレーなどクマ対策用の装備品を必要数配備するとともに、現場への携行を徹底する

## 3. 現場作業においてクマ類による被害を回避するための措置

- ・ 現場作業は必ず複数名で行うとともに、緊急連絡を受けられるよう通信可能範囲に留意しながら行動する
- ・ 鈴やラジオなど音を発する器具を装備するとともに、現場作業中は定期的に音を発することで自らの存在をアピールする
- ・ においの強い食品の現場携行を極力控えるとともに、食べ残しの持ち帰りを徹底する
- ・ ガソリンやオイルなどの揮発性物質はクマ類を誘引することがあるため、給油所や保管場所周辺においては注意深く行動する
- ・ 岩陰や尾根の乗り越え、倒木の陰、根がえり部分の陰など、クマ類と突発的に遭遇する可能性がある場所では、手前で立ち止まり安全確認を徹底する
- ・ 新しいクマ類の痕跡（糞、足跡など）を発見した場合には、音を発しながらその場から離れ、安全な場所まで避難する

## 4. クマ類と遭遇した際の対応能力向上

- ・ 農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーなどクマ対策に精通した専門家による講習会などを実施することで職員など関係者の知識及び認識の向上を図る
- ・ クマ類との遭遇を想定した被害防止訓練などを実施することで緊急時の対応を習得するとともに関係者間で対応に係る共通認識を得る
- ・ クマ撃退スプレーなどの使用方法を確認するとともに、実際に試行することで緊急の対応に備える
- ・ 「クマ類の出没対応マニュアル（改定版）環境省」のIII. クマ類に遭遇した際に取るべき行動等を参考とし、既存の現場作業の安全対策に係るガイドライン類を改定もしくは新たにガイドライン類を作成のうえ、職員などへ周知する

## 5. クマ類の誘引や侵入を回避するための措置

- ・ 野外におけるごみの集積、放置は極力避けるとともに、やむを得ず一時存置する場合においても極力速やかに回収する
- ・ ガソリンやオイルなどの揮発性物質について、クマ類の誘引物であることを踏まえ保管場所・保管方法などについて注意する
- ・ クマ類などの出没可能性が高い地域においては、施設の施錠を徹底するとともに必要に応じて自動ドアを停止する

## 6. その他

- ・ 万一クマ類による被害にあい負傷した場合に速やかに医療機関において措置を受けられるよう、あらかじめ対応可能な医療機関及びその連絡先を確認しておく

上記に示した様々な対策に関しては、日ごろから最新情報を収集するよう努め、適時適切に内容を更新のうえ対応を頂けますようお願いいたします。

### 【参考】

- 環境省作成マニュアル「クマ類の出没対応マニュアル（改定版）」

<http://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

以上